冷蔵庫枝肉入出庫管理等業務公募説明書

- 業務名 令和7年度 食肉センター冷蔵庫枝肉入出庫管理等業務
- 業務履行場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号 北九州市立食肉センター
- 業務履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続 契約であるため、令和7年4月1日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は 削除があった場合、北九州市は、この契約を変更し又は解除することができる。)

- 1 冷蔵庫枝肉入出庫管理業務の範囲及び内容
 - (1) 冷却室、冷蔵庫への枝肉の入庫及び出庫
 - (2) 出荷ホームから解体室までのトロリーフックの返送
 - (3) 切替ポイント、ストッパー、トロリーフック、出荷用コンベア、インクラインコンベア、ドロッパー等枝肉入出庫に使用する機器の点検、清掃、軽微な整備(注油を含む)及び枝肉計量器の保守点検及び分銅を使用した始業前・終業後の点検
 - (4) 懸肉室内での洗浄後の搬送及び計量がスムーズに流れるよう必要に応じた作業ただし、計量器の故障等緊急時においては市職員の指示に従う。
 - (5) 出荷ホームに搬出された枝肉の運搬車両への積込み
- 2 牛の個体識別番号表示業務の範囲及び内容

牛の個体識別番号表示ラベルを作成し、当該牛枝肉へのラベルの貼付を行う。内容は次のとおり。

- (1) 牛の耳標番号をバーコードで読み込んだデータを、個体識別番号表示ラベル用にデータ変換
- (2) 変換したデータをラベルプリントソフトに取り込み、牛1頭につき同一の表示ラベルを2枚印刷
- (3) 印刷された表示ラベルの隅に、牛枝肉の引渡し者別に一連番号を記入
- (4) と畜検査で合格判定が出た後、当該牛枝肉1本ごとに、表示ラベルを貼付
- (5) 全枝肉に表示ラベルを貼った後、と畜番号、牛枝肉の引渡し者の照合を行い、貼付間違いがないか確認
- (6) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づくDNA検体の採取
- 3 管理棟等清掃業務の範囲及び内容
 - (1) 懸肉室、冷却室、冷蔵庫、枝肉作業員控室及び出荷ホーム周辺の清掃
 - (2) 事務室、検査室、会議室、検査員室、監視室、下足室、休憩室兼食堂、更衣室、浴室及び便所(工場棟の便所を含む。)等の床清掃
 - (3) 事務室、検査室、会議室、検査員室、監視室、下足室、休憩室兼食堂、更衣室、浴室及び便所(工場棟の便所を含む。)等の内壁清掃及びドアノブの拭き取り清掃、消毒(センター所長の指示により 実施)
 - (4) 3階解体室の出入口通路、下足室に至る階段及び冷凍機械室に至る通路の床清掃
 - (5) 3階解体室の出入口通路、下足室に至る階段及び冷凍機械室に至る通路の内壁清掃(センター所長の指示により実施)
 - (6) 管理棟事務室等の窓ガラス及び出入口扉清掃(センター所長の指示により実施)
 - (7) 牛糞脱水機の運転点検及び軽微な整備、牛糞脱水機周辺の清掃

4 勤務時間等

(1) 勤務日及び勤務時間

下記(3)で定める休業日を除く開所日(以下「毎日」という。)について勤務する。 勤務時間は次のとおり。

- · 平 日 7時30分~16時10分(休憩時間45分)
- ・土曜日 7時30分~12時10分

ただし、火曜日~土曜日について、冷却室から冷蔵庫への枝肉移動作業を必要とする場合には、7 時00分~7時30分に行い、解体作業が上記時間内に終了しない場合は、業務終了まで時間を延長 するものとする。

(2) 勤務職員数

当該業務を滞りなく遂行できるように人員を配置する。

(3) 休業日

日曜日、祝日、12月29日~1月3日を休業日とする。 ただし、所長が指定する日を除く。

5 作業上の注意事項

- (1) 枝肉の入出庫及び移動における取扱いについては、衛生的に作業を行うこと。基準については、食肉センター所長が別に指示する。
- (2) 枝肉の車両への積込みは、業者の要望に従って枝肉を損傷しないよう注意して作業し、作業終了後は、必ず枝肉及び数量の確認を取ること。
- (3) 作業中は、受託者の指定する制服及びヘルメットを着用(管理棟清掃業務を除く)するとともに、作業中の事故防止に心掛けること。
- (4) 管理棟清掃業務に従事する者は、業務が終了するまで他の管理業務に従事しないこと。

6 報告書等の提出

- (1) 受託者は、事前に業務計画書(従事者名簿を含む)を提出して承諾を得ること。
- (2) 入出庫にかかる管理簿の記録及び伝票を作成し、毎日、センター所長に報告すること。
- (3) 業務日報、入出庫管理台帳を作成して、毎日、センター所長に報告し、承認を得ること。

7 消耗物品等の支給及び管理

- (1) 表示ラベルを印刷するためのパソコン、プリンター、ラベル用紙などの消耗物品等については、センターが支給する。
- (2) 支給を受けた消耗物品等は適切に管理し、施設の運転に支障が出ないようにすること。

8 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿((以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
 - ウ 有資格者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
 - エ 本市から指名停止を受けている期間ではないこと。

(2) 技術等の要件

ア 安全で衛生的な食肉を提供するために、本業務は絶対に間違いが許されないため、既に類似業務 を行った経験があるなど業務に精通していることが必要。

イ業務を滞りなく遂行できるように人員を配置すること。

9 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

北九州市立食肉センター 北九州市小倉北区末広二丁目3-7

電話 093-521-0172

FAX 093-551-7855

担当木原、川原

(2) 説明書に対する問い合わせ受付及び回答

ア 受付期間

令和7年2月12日から令和7年2月26日までの(土、日、国民の祝日を除く)毎日、8時30分から16時まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア提出期間

令和7年2月13日から令和7年2月27日までの(土、日、国民の祝日を除く)毎日、 8時30分から16時まで

※参加意思確認書の様式は、(1)の契約担当課で配布する。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても、参加意思確認書 の提出を無効とする。
- イ参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった 当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対しては、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内 に、書面により、北九州市保健福祉局食肉センター所長に対して、応募要件を満たさないとされ た理由について説明を求めることができる。